

○神戸市火災予防条例第36条に規定する木造建築物の指定

(令和2年1月31日消防告示第10号)

神戸市火災予防条例(昭和37年条例第6号)第36条の規定に基づき、木造建築物を次のように指定する。

主要構造部を耐火構造、準耐火構造又は防火構造とした建築物以外の建築物で、その主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたもの。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。